

平成目安箱への回答 No.36 火葬料補助金について

担当主管課：町民化戸籍係（内線 271）

要望等内容	回答
<p>町ホームページに載っている平成26年4月からの火葬料補助金の減額はどのように決まったのか。</p> <p>【質問①】 なぜこの補助金を減額して、町民・住民の負担を増やすことを是と考えるのか。</p> <p>【質問②】 この減額による費用は何か特別な事に充てられるのか。</p> <p>【質問③】 手続きとして議会やその他住民による委員会等に諮ったのか。</p> <p>【質問④】 この事をなぜホームページで公表し、町の広報等に載せないのか。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、ご質問いただいた火葬料補助金につきまして、下記のとおり回答いたします。</p> <p>①「なぜこの補助金を減額して町民・住民の負担を増やすことを是と考えるのか。」</p> <p>②「この減額による費用は何か特別なことに充てられるのか」</p> <p>上記2点につきましては、町に火葬場がないことから「町に居住する住民の葬祭費を軽減し、もって福祉の向上を図る。」として昭和 57 年 4 月より規則を制定し火葬料補助を行っております。</p> <p>この補助事業については平成 24 年 11 月に実施された行政評価の結果を受け、県内の火葬場利用料金や火葬場を持たない市町村の火葬料補助の状況などを確認し検討してまいりました。</p> <p>今後、財政状況の悪化や高齢化社会の進展による補助交付額の増大が見込まれます。町では規則の趣旨を継続することを検討する中、町の財政事情を鑑みて公費負担の見直しを行い、「補助金の上限額を引き下げる」改正を図らせていただきました。なお、引き下げに当たっては段階的に行うこととしています。</p> <p>③「手続きとして議会やその他住民による委員会等に諮ったのか」につきましては、平成 24 年度に公開で行われた外部委員による行政評価におきまして、火葬料補助金交付事業は交付上限額等を検討し、抜本的な事業のあり方を見直すべきとの評価結果を受けました。このため、平成 25 年度で本事業のあり方の検討を重ね、町の政策会議において方向性を決め、福祉文教常任委員会協議会や議員全員協議会で報告いたしました。また、区長会役員会にも話をいたしました。全ての区長の皆さんには、2月開催の区長会定例会において報告いたします。</p> <p>「この事業をなぜホームページで公表して町広報等に載せないのか」につきましては、町民の皆様いち早く情報をお届けするため、ホームページに掲載させていただきました。町広報紙には2月号に掲載いたします。</p>